

琵琶湖部会中間とりまとめ(案・3/30版)に関する委員からのご意見

淀川水系流域委員会  
第1回合同勉強会 (H14.4.11)  
資料 2-2

頁	項目	標題	行数	修正前	修正後	委員名	所属	
							委員会	部会
1	4	前文		<p>&lt;部会長案を元に検討中&gt; 主な記述事項は以下のとおり。 ・これまでの河川整備に対する認識 問題認識、転換すべき視点、など ・河川整備をとりまく社会の現状、変化 ・部会としてのとりまとめについてのスタンス、考え方 とりまとめにて言及している範囲、実施主体およびタイムスパンの考え方、など</p>	<p>( 追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、コメント： )</p> <p>琵琶湖は、世界有数の古代湖であって、独自の進化を遂げた多くの固有種を含む多様な生物の宝庫となっている。また、琵琶湖およびその水系には、古くから水と多様な生物と深く関わりを持った社会が形成され、独特の文化が醸成されてきた。これらは、琵琶湖からの唯一の出口、瀬田川を境とした上・下流域における地域社会のしたたかな関係のもとに栄え、あるいは変質しながら今日に至っている。とくに、1972年に着手された琵琶湖総合開発事業によって、上・下流域の治水および利水安全度は著しく向上し、われわれはその恩恵を受けている。反面、湖岸域の物理環境は著しく改変され、それによって生ずる生態システムへの負のインパクトが顕在化している。また、近年における大量生産、大量消費、大量廃棄型社会の現出は、社会構造と生活様式を大きく変貌させてきたばかりでなく、物理環境のみならず水環境・生態環境に対して甚大な負のインパクトを与えている。このような状況にあって、琵琶湖のかけがえのない貴重な生命をいかに後世に伝えるかは我々の大きな課題である。</p> <p>今回の河川法の改正は治水・利水・自然環境の保全を目的化し、計画策定にあたっては住民意見をそこに反映する仕組みを整備することが義務づけられている。したがって、琵琶湖およびその流域における河川整備計画の策定にあたっては、ここ数十年間進められてきた河川整備の在り方を全面的に見直し、新しい理念をその基礎とすることが重要である。淀川流域委員会琵琶湖部会はその中間取りまとめにあたって、基本的な視点として、人および社会を自然・生態システムを構成する一要素としてとらえ、そのシステムが好ましい状態で後世に残されることを確認し、河川整備計画はこれを基礎として作られることを要請する。</p>	江頭 委員	委員会	琵琶湖
2	6	2		問題点および基本的な考え方に関して	<p>① 他府県の例だが、河川上流にダムを作ったため、河口(海)周辺の漁場が壊滅(漁獲量が1/4~1/5に減少)した例が幾つか明らかになり(目下、調査研究中)、流砂が河口周辺で消滅したことが原因とみられる。河川上流のダムの漁業(河川漁業のみでなく、海面漁業)にも甚大な被害が及んでいることを今後考慮すべきだと思う。</p> <p>② 計画されている丹生ダムは姉川河口の南浜漁協の営む漁業への影響は甚大で、アユの遡上を阻む恐れが強い。ダムによって、流水の水温が低下し、遡上適温をそこなう上、遡上にも冷水病が発生し(京都・木津川のアユの例)、しかも多くの場合にダムで発生するアオコを多量に含んだ流水となって漁業上の被害は大きくなる。また、ダムの流水調節は、土砂の流下を阻害することも琵琶湖岸の浅い部分への砂供給を望めなくなることから琵琶湖の魚介類繁殖に大きな影響を持つだろう。</p> <p>③ 琵琶湖の湖棚(岸から沖へ向けての砂の傾斜した湖中の浅い棚部分)が、埋立てや河川からの流入する流砂の減少で甚しく狭められ、それに加えて数多くの湖岸内湖の干拓によって、琵琶湖固有魚介種の生息・繁殖の場が失われつつある。これを回復することが必要だろう。</p> <p>●(2001. 12. 21の琵琶湖部会で話した「琵琶湖漁業の存亡について」の9分の話では乱獲による漁獲減少だけの説明に止めていたが、湖棚の削減と砂棚の縮小という定性的原因は判り乍ら、定量的説明にまで調査研究を詰めえていなかったので述べていないので…。)</p>	倉田 委員	委員会	琵琶湖

頁	項目	標題	行数	修正前	修正後 ( 追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、コメント： )	委員名	所 属	
							委員会	部会
3	8	1 (1)	2	健全な水循環、物質循環、生物循環の構築への取り組みを含んだ計画とすること	① 湖岸部の内湖を可及的に復元することに努める ② 砂底の湖棚面積を可及的に復元することに努め、湖岸部砂浜を消失させない ③ 琵琶湖への流入河川の適度の流砂を保証し、ダム構築などで土砂の流下を阻害せぬよう、また流水の水質・水温に旬別変化を保証するように努める	倉田 委員	委員会	琵琶湖
4	8	1 (2)	1	水・川に対する意識の向上のための施策を検討すること	( 2 ) 水・川・湖に対する意識の向上のための施策を検討すること	倉田 委員	委員会	琵琶湖
5	8	1 (3)	1	文化・産業・伝統を継承・育成できる川のあり方を検討すること	( 3 ) 文化・産業・伝統を継承・育成できる川・湖のあり方を検討すること	倉田 委員	委員会	琵琶湖
6	8	1 (3)	4	文化・産業・伝統を継承・育成できる川のあり方を検討すること	(文末追加) ③ 清涼な水域を保証する指標としてのコアユの生息・繁殖とアユやモロコなどの伝統的漁業の復元・継続を図る	倉田 委員	委員会	琵琶湖
7	9	2 2-1 (4)	9	利害調整の仕組みの検討	水位管理は、上流や下流の人々の生活、産業活動、生態系など、広範に影響を与える事項であり、管理のあり方については、各所で利害関係が生じる。しかし、現在機能している調整の仕組みは、利水および治水を目的としたものであり、環境について配慮が働く仕組みとはなっていない。そのため、計画策定においては、利害が対立した場合の調整のあり方、特に環境についての配慮も踏まえた社会的な利害調整が恒常的に行われる仕組みについて検討し、決めておく必要がある。	川端 委員		琵琶湖
8	10	2 2-2 (2)	3	適正な水量、水質を持った河川に近づける	琵琶湖への流入河川については、瀬切れの減少、化学物質の流入排除を含めた水質の向上、護岸浸食の防止などのため、適正な水量、水質の確保を行う。	倉田 委員	委員会	琵琶湖
9	11	2 2-2 (2)	10	好ましい河川形状を持つ河川に近づける	<好ましい河川形状の例> ・ 許容される範囲内で変動のある川 ・ 適正な土砂量のある川 ・ 瀬や淵、蛇行のある川 ・ 水辺のある川 ・ 琵琶湖にT字型に流入しないような河川構造	倉田 委員	委員会	琵琶湖
10	11	2 2-2 (3)	14		(新設) (3) 丹生ダム計画の見直し 水需要予測を再検討する。 治水の代替案をつくる。 濁水対策を行い、自然の復元を行う。	寺川 委員	委員会	琵琶湖
11	12	2 2-3 (3)	2	治水効果を検証し、提示すること	治水を目的とするダム計画においては、ダムによる治水効果の検証結果と、代替案との比較を費用対効果も含めて提示すること	川端 委員		琵琶湖

頁	項目	標題	行数	修正前	修正後 ( 追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、コメント： )	委員名	所 属	
							委員会	部会
12	12	2 2-5			<p>4/7 部会後のワーキングにこたえての修正（新設）  <u>2 - 4 ( ? ) 水質</u>  <u>琵琶湖とその集水域は近畿市民の上水源とともに豊かな水界生態系の場である。</u>  <u>いいかえると琵琶湖湖水系は、安全で清浄な水質を有することが基本である。したがって、琵琶湖への汚濁負荷の軽減とともに、流入河川・琵琶湖に生息する微生物・水生動植物等の自然浄化機能帯の保全が必要である。</u></p> <p>( 1 ) <u>水質浄化機能帯の修復・保全</u>  <u>三面張りの直線化された河川を自然の河川形態に近づけること。</u>  <u>適切な起伏と砂質を有する河床の確保に努めること。</u>  <u>琵琶湖河口域の砂浜帯の水質浄化機能を保全すること。</u>  <u>内湖・湖岸湿地帯の保全・修復に努めること。</u>  <u>湖岸抽水植物体の保全・修復を行うこと。</u>  <u>湖底浚渫による濁水発生と底生生物保護対策を行うこと。</u>  <u>琵琶湖・ダム湖におけるプランクトン異常発生機構の解明とその監視・対策を行うこと。</u>  <u>ダム貯水池の建設による水質（水温・濁度・化学成分・水生生物等）変容と生態系への影響を明らかにすること。</u></p> <p>( 2 ) <u>汚濁負荷の軽減対策</u>  <u>集水域に立地する事業所からの有害物質排出の監視と対策を行うこと。</u>  <u>家庭排水による汚濁負荷軽減対策を行うこと。</u>  <u>農地からの農薬排出の軽減とともにより安全な農薬の開発に努めること。</u>  <u>内分泌攪乱物質（環境ホルモン）等に対する対策を行うこと。</u>  <u>都市下水道のみによる水質対策を見直すとともに、既存の下水道にあっては高次処理に改善すること。</u></p> <p>( 3 ) <u>水道水の確保</u>  <u>水道原水の水質基準をより安全側に設定すること。</u>  <u>新農薬・微量有機化合物等の化学構造を製造企業に公開させ、その水質分析方法の速やかな確立を行うこと。</u>  <u>上水道取水口と下水排水口の位置関係などの改善をはかること。</u></p>	三田村 委員	委員会	琵琶湖
13	12	2 2-5	26		<p>( 新設 )  <u>2-5 水質保全</u>  <u>( 1 ) 水上バイク等による水質汚染対策の強化。</u>  <u>( 2 ) 流域排水の浄化。</u>  <u>( 3 ) 地下水汚染対策。</u>  <u>( 4 ) 湿地・内湖の保全・復元。</u></p>	寺川 委員	委員会	琵琶湖
14	14	(5) 順応性、可変性をもった計画	11	<p>計画修正機能が盛り込まれた計画  これからの計画は、一度策定されたら変更が困難な硬直的な計画ではなく、実施過程において実情や地域の意思などに基づいて修正変更され、より良い計画としていく、順応性、可変性をもった計画が必要である。そのためには、実施過程における修正機能について盛り込まれた計画である必要がある。  意思決定プロセスの明示  順応性、可変性のある計画においては、計画策定後にも様々な場面で意思決定を行う必要が生じる。そのため、計画の中には、いくつかの場面を想定し、意思決定プロセスを明示する仕組みを含めること。</p>	<p>( 現在の2つの項目に加えて第3項目の追加 )  「社会的な重要事項について論点の明確化」  ・琵琶湖の水位操作計画において、その社会的、生態的影響を考慮した水位操作規定の検討  ・琵琶湖周辺のダム計画において、ダムの利水・治水効果などを考慮した上でのダム事業計画の検討  ・琵琶湖の水面利用について、長期的視野からのガイドラインの必要性</p>	嘉田 委員	委員会	琵琶湖

	頁	項目			標題	行数	修正前	修正後 ( 追加：ゴシック+下線、削除：ゴシック+取消線、コメント： )	委員名	所 属	
										委員会	部会
15	14		(6)		流域(管理)委員会の設立	6	<p>河川の整備、管理においては、河川だけでなく流域全体を管理する、という視点が必要となってくる。ゆえに、流域全体について多面的に管理、計画推進する政策決定システムが必要とされており、たとえば流域(管理)委員会といった、流域管理主体を設立し、機能させて計画を推進させていく必要がある。</p> <p>(文末追加)  <u>河川環境、河川の歴史・文化、河川と人のかかわりに関する流域ミュージアムのような楽しみながら考える施設を設置する。琵琶湖流域を6~7の大流域に分け、センターとするとともに、小学校区毎に「河川公民館」を設置し、子どもたちや地域の人たちの水環境への理解を深める場とする。</u></p>	嘉田 委員	委員会	琵琶湖	